

## 職務専念義務違反に関する件

通報内容	本件は、X校の、A副校長が、勤務時間中に「スマートフォンの操作・動画の視聴」、「マジックの練習」、「（お菓子などの）飲食」、「読書」といった行為を行い、業務を行っていないため、児童の安心・安全のためにも本人の意識改革を望む、とした通報である。
委員の対応・不対応の判断及びその理由	<p>1 所属から提出された調査報告書によると、A副校長の勤務時間中の各行為について、以下の事実が認められる。</p> <p>(1) スマートフォンの操作について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ全員が職員室で目撃をしていると回答し、中には個別級で目撃した職員もいた。時期・頻度・回数については具体的な日付は得ていないが、毎日、または1年をとおして見たとの職員が複数確認されている。A副校長の業務との関連性については「関係ない」と述べた職員が3名、「関係する」と述べた職員が2名との結果であった。</li> <li>・B校長は、複数の職員から「月に1回ぐらい」報告を受けており、自身でも個別支援学級においてスマートフォンの操作する姿を確認できたため指導したと述べている。その際、周囲に疑われるような行為や管理職としての立ち振る舞いを指導し、その後も継続した指導や注意喚起を続けている。</li> <li>・A副校長自身も行為を認めており、主に職員室の自席で操作していたが、個別支援学級に補欠で入った際にも使用したことを認めたものの、職務に関する情報収集をしていたという認識である。なお、令和6年9月に個別支援学級に入った際、B校長から指導され反省している。</li> </ul> <p>(2) マジックの練習について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ全員が職員室で目撃したことがあると回答し、時期・頻度・回数については具体的な日付は得ていないが、放課後、4か月で数回、2年間で数回見たとの職員が複数確認されている。A副校長の業務との関連性については「関係ない」と述べた職員が2名、「関係する」と述べた職員が1名との結果であった。なお、B校長は報告を受けたことはないと証言している。</li> <li>・A副校長は、地域行事や児童からの要望等のために、休憩時間を利用して練習しており、時期は令和6年の夏休み前頃に3回位、土曜日に2回、平日に1回などであるが、勤務時間中に練習していたという認識はないと述べている。</li> </ul> <p>(3) （お菓子などの）飲食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ全員が職員室で目撃したことがあると回答し、時期・頻度・回数については具体的な日付は得ていないが、毎日、1日に何度か見たとの職員が複数確認されている。なお、B校長からの証言はない。</li> <li>・A副校長は、休憩時間、業務終了後に職員室でお菓子を1日2回位食べると証言している。</li> </ul> <p>(4) 読書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの教職員が目撃したことがあると回答し、場所については職員室、個別支援学級、トイレなどであり、時期・頻度・回数については令和6年の夏、秋に2・3回等に見たとの職員が複数確認されている。A副校長の業務との関連性については「関係ない」と述べた職員が3名、「関係する」と述べた職員が1名との結果であった。また、B校長は複数の教職員からの報告を受けているが、読書は文庫本なので教材ではないという認識である。</li> <li>・A副校長は、職員室で週3回くらい読んでいたが、休憩時間中であるとの認識である。また、職員の代替や補欠でクラスに入った際は、朝の読書の時間に子供が本を読んでいる間、自分が持ってきた本を読んだことはある。</li> </ul> <p>(5) 個別支援学級の運用について</p> <p>ア 個別支援学級のクラス数と部屋（教室）の割り当てについて 　　クラス数は6クラスであり、人間関係や特性等を加味したグループ分けとしている。</p> <p>イ 担任が不在となる場合の代替教職員の決定方法</p>

	<p>人手がないときには、B校長が副校长を割り振る場合がある。令和6年9月に入り、教諭の病休により人員不足のため、副校长に対し、個別支援級に積極的に入るような体制となった。</p>
	<p><b>2 判断</b></p> <p>(1) A副校长の勤務時間中の各行為（以下「当該行為」という。）について</p> <p>本件通報内容について、スマートフォンについてはA副校长自身は業務に関する使用であると答弁しているが、B校長に確認したところ、私用のスマートフォンを使用するべき理由はなく、基本的には学校の備品であるタブレットを使用するべきであるとの見解であった。加えて複数の教職員からは業務に関係するとは思わないという証言もされていることを踏まえると、A副校长は苦し紛れに虚偽の答弁を行っていることも強く疑われ、当該行為は適切ではなかったと言わざるを得ない。A副校长が自ら具体的にスマートフォンの使用方法や使用履歴、アプリを任意に開示する等を行うことで業務における私用携帯の使用の正当性を説明することもあり得たかと考えるが、実際にはそのような説明もされていないことから、主張の正当性を証するものは何もなく、自己弁護に終始している言動は、副校长として、はなはだ無責任でもあると指摘せざるを得ない。</p> <p>また、読書については職員室や個別支援学級などで周囲の教職員から複数回目撃されており、A副校长自身は朝の読書の時間や休憩時間の認識であり、周囲に誤解を与えたかも知れないと述べている。しかし、その態様は自分が持参した本を読むことに終始しており、「朝の読書の時間」にかこつけて、自分が読みたい本を読むことが目的化しているとも疑われかねないものであり、また、休憩時間であるという認識は他の教職員は誰にも共有されていないのであるから、適切な行為と評価することは到底できない。</p> <p>さらに、マジックの練習については、A副校长自身は休憩時間中の行為であるとの認識と述べている。X校では各自の休憩時間が教職員間で共有されていないため、これらの行為が休憩時間中にされたかどうかは判然としないが、教職員の中には業務と関係するとは思わないとの証言も出ているし、先の読書も「休憩時間中の行為」と言及していることを考えると、A副校长の「休憩時間の認識」と他の教職員の「休憩時間の認識」には大きな乖離があったと推測せざるを得ず、こちらについても適切な行為と評価することはできない。</p> <p>なお、菓子の喫食については、休憩時間中のものか判然としないうえ、仮に勤務時間中になされたものであっても職務専念義務に抵触するほどの行為であったとは確認できなかった。</p> <p>(2) B校長の対応について</p> <p>B校長は、A副校长の当該行為について複数の職員から報告を受け、A副校长への注意・指導を行っていたものの、その後も教職員からB校長への報告があったとのことであり、指導の結果、A副校长の当該行為が是正されたとまでは確認できなかった。</p> <p><b>3 まとめ</b></p> <p>調査の結果、A副校长の当該行為は、地方公務員法の職務に専念する義務等に抵触する行為であるとまでは明確に言えないとしても、周囲から疑義を持たれるような行為が複数確認できた。本来ならば、管理職は、その行為が他の職員の模範となるべきところ、A副校长の当該行為は模範であるどころか、疑念を生じさせる行為がいくつも確認できたのであって、A副校长には、周囲への影響力があることについての認識の欠如があったとも言わざるを得ず、強く反省を求めたい。</p> <p>B校長は、A副校长に対して、一定の指導は行ったと認められるものの、他の教職員からの報告が継続していたことを踏まえると、A副校长への事実確認や指導が徹底されておらず、責任職としての管理監督責任を十分に果たしていたとは言い難い。職務専念義務違反を疑われるような行為が積み重ねられることによって、他の教職員のA副校长への信頼感は大きく</p>

	<p>低下しており、そのような状況を放置していた責任は重い。</p> <p>所属は、A副校長自身も述べているとおり、私的な活動と疑われる言動には注意すべきであり、管理職として周囲から疑義を持たれるような言動には注意すべきと考えており、A副校長及びB校長に対し、同様の行為を繰り返すことがないよう、管理職として教職員や児童・保護者から信頼される学校経営を進めるよう指導するとしている。</p> <p>本通報のような疑義を招いたのは、業務における私物のスマートフォンの使用に関するルールが明確でないこと、及びX校において教職員の休憩時間が共有されていないことが要因の一つではある。私物のスマートフォンの使用については、使用を認める業務の範囲や認める際の手続きなどを整理することが望ましい。また、休憩時間の共有は学校のような休憩時間が不規則あるいは個々人で異なる職場においては特に求められるのであり、所属において、学校におけるスケジュール共有を徹底したうえで、校長・副校長などの学校管理職は疑義を招くことのないよう、自覚ある行動をとるよう市立学校全体に対する注意喚起を行い、今後の改善に向けて前向きに取り組んでいただくことを求める。</p>
本市の対応	<p>法令に抵触する可能性があるとして、教職員から疑われる行動を管理職がとっていたこと、及び目撃した教職員の中にはB校長へ報告・相談をした者がいたにもかかわらず改善が進まずに内部通報に至ったという点を踏まえると、B校長による学校運営には課題があったと感じている。</p> <p>A副校長だけでなく監督者であるB校長に対しても、同様の事態を招くことがないよう、管理職として教職員や児童・保護者から信頼される学校経営を進めるよう指導していく。</p>